

特別支援教育推進通信

葛南教育事務所 特別支援教育班

前号までの**特別支援教育推進通信**では、

一次支援 **二次支援** を中心にお伝えしました。

まだ困っている子どもには、個や特性に応じた手
だて **三次支援** を提供していきましょう。

すべての 子どもたちの

「できた」「わかった」のために！



合理的配慮

← 皆さんはこの言葉を知っていますか？

H28.4 から**障害者差別解消法**が施行されます。

(詳細はホームページ内の「障害者差別解消法・合理的配慮説明 (PDF)」を参照してください。)

社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった場合**、その実施に伴う負担が過重でないとき、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

「合理的配慮の提供」→行政機関(地方公共団体(公立学校を含む))では義務化

学校教育での「合理的配慮」とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

障害のある子ども ⇒ 学校教育を受ける場合に**個別に必要なもの**

学校設置者・学校 ⇒ 体制面、財政面において、**均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの**

授業の中での「合理的配慮」とは

授業において、必要かつ適当な変更・調整を行わなければ、指導内容がわからない、学習に参加している実感・達成感を持ってない、充実した時間を過ごせない、生きる力を身に付けていけない場合に必要とされるもの。

- ① 授業内容がわかる。
- ② 学習活動に参加している**実感・達成感**を持つ。
- ③ **充実した時間**を過ごしている。
- ④ 生きる力を身に付けていける。

だから、**個や特性**に応じた **三次支援** も重要になります。

学校における合理的配慮の観点下記のようにまとめられています。

学校教育における合理的配慮の内容

「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

「合理的配慮」の観点② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

「合理的配慮」の観点③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

具体例として
こんなことがあげられています。

書字が
苦手な子ども



三次支援

【状態】書くことが苦手で特にノートをとることが難しい子ども

<困難を改善・克服するための配慮>

- 板書計画を印刷して配付
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の説明等の録音

(※データの管理方法等について留意)

<学習内容の変更と調整>

- 書く分量を少なくする。
- ()の穴埋め式にして、口頭で答える。

「山に登ろう!」

と言われたら、何を思い浮かべますか？

鋸山？ 高尾山？ 富士山？ エベレスト？

もし、高尾山に登るとするならば？

目標は、展望台に到達？ 山頂へ到達？

隣の山まで縦走？

登るルートもいろいろあります。

ケーブルカーやロープウェイ、

登山道の平坦さやUp Downの激しさ、

総距離も休憩所の数もコースによって様々。

登る人の個々の登山経験や能力に合わせて、到達目標が決められて、そこにたどり着く道のりの選択肢も沢山用意されています。



この事を教室にいる子どもたちの学習に置き換えて考えてみましょう。

学習指導要領において系統的に学習内容と目標が示されていますが、教室にいる全ての子どもたちが、いっぺんに同じ目標(到達点)まで、同じ学習方法(コース)で到達することは難しいことではないでしょうか。

教室の中には様々な子どもたちがいます。理解がゆっくりな子どももいれば、もっと先に進んだ内容を学びたいと欲している子どももいます。山登りは、「自分の目標まで登れた!」という達成感が、「次の山に登りたい」という意欲につながっています。

私たちは、学習の中で、ルート(学習方法や教材等)を複数用意することと、子どもたち一人一人に目標設定を「ほんの少し頑張れば達成できるもの」にしていくことで、子どもたち一人一人にとっての充実した授業になるのではないのでしょうか。

支援① 個々の 目指す目標 を 柔軟に 設定する

学校における合理的配慮の観点の中にある

<学習内容の変更と調整>??

日本の教育は、一斉指導という形で指導されることが多いので、同じ目標に向かって誰もが同じようにできるようになることが求められがちです。

クラスの中に、文字を書くことが苦手なAさんがいます。漢字テストで「小」という漢字の一目目の跳ねができていなければ「×」となります。合理的配慮として、書くことが苦手なAさんだけが、「○」という評価をすることはなかなか認められないようです。板書をとることができない時に、板書計画のプリントを渡したり、デジタルカメラで板書を撮影してノートに貼ったりすることについても、まだまだ、導入には高いハードルがあるようです。

「個性を尊重する」「みんな違ってみんないい」という言葉はとても素敵な言葉です。

しかし、なかなか理想通りの社会になっていないことを実感することが多くないでしょうか。

多様性を認める

「共生社会」とは、(中略)誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の**多様なあり方**を相互に認め合える**全員参加型**の社会である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告抜粋

(平成24年7月)

書字が苦手な子どもに対して

より支援が必要な子どもには

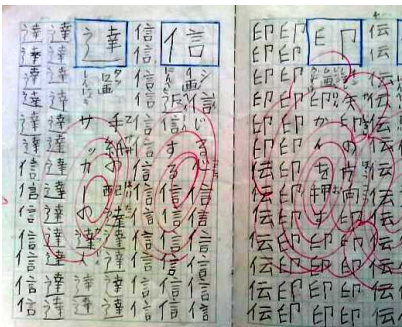
○文字の形やバランス、書き順、止め、跳ねは“おおめ”にみる。

書く意欲と丁寧さをほめる!

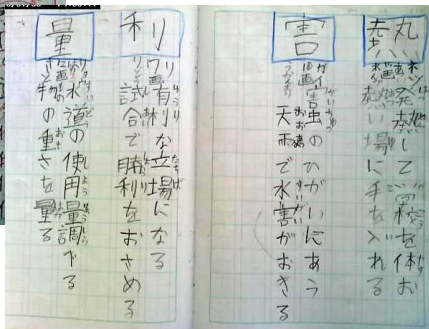
○書く量は少なくする。

例) 漢字ドリル練習「みんなは10回 A君は3回」

達成感が大切!!



宿題は、お母さんが付きっきりで毎日3時間。段々嫌になり、宿題をやってこなくなりました。



○漢字テスト…書けなくても「理解できているかも」

例) 選択する方法の漢字テスト

子どもが自分の力を発揮できるよう、到達点を見通し、段階的にゴールを設定することにより、肯定的に褒めてかかわることが可能となります。また、子ども自身も達成感を得る中で、自分なりに得意な学び方に目を向け、課題解決のための工夫を自身で考えることができるようになります。

(1) 1-2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態等や年齢を考慮しつつ卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断する機会を増やすこと等に留意する。

宿題を提出しない、何回書いても漢字が覚えることができないAさんについて、担任の先生と通級指導教室の先生が相談しました。

学習の量と内容を調整して、一人でやりきれること、毎日宿題を提出することを目標にしました。

私たち教師が、障害や苦手なことを克服して、「誰もが同じようにできる」ことにこだわり過ぎると、子どもたちは、自立や学習に遅れた状態が続き、同じことを求められることで自信喪失や将来への絶望を持ってしまいます。できないから、一緒にやってもらうということが多くなり、受け身的な生活になりがちです。逆にできすぎる子どもも、同じペースでの学習を強いられると不適応をおこしたりしてしまいます。

ICT の利活用 推進を目指して!

2020年の東京オリンピックの年までには、学校教育の中に、もっと沢山のパソコンやタブレットが導入され、電子教科書も普及していると予想されます。現在でも、学校の授業の中で ICT は活用推進されているはずなのですが、個人レベルでの ICT の利用には、まだ高いハードルがあります。一斉指導という「みんな一緒に・同じに」というところから、学校や教師がなかなか抜け出せないようです。

読み、書き、聞き取り、記憶等に困難があるために、本来持っている力を十分に発揮できずにいる子どもたちがいます。注意を受けたり、叱られたりすることが多くなりがちで、自尊心が下がっていたり、将来の夢を失っていたりすることが少なくありません。

その子たちの中には、ICT だけでなく、テクノロジーを使うことによって本来の力が発揮できるようになると、自信を持ち、夢や目標を持ち学習に向かうようになる子どももいます。



私もわかる。
できて、
うれしい!!



パソコンやタブレット等は
合理的配慮の一部です。

全ての子どもにパソコンや携帯、タブレットが役立つわけではありません。

「環境の調整」 「指示の仕方」

「学習内容の変更や調整」

「テクノロジーの活用」 等

沢山ある合理的配慮の一部分で、私たちが
できる支援の一例にすぎません。

支援② 同じスタートラインに 立つために!

学習に困難を抱える子どものための AT (Assistive Technology, 支援技術)

※AT とは、支援に役立つテクノロジー全般をさし、携帯やパソコン等も含まれます。



書き ワードプロ、デジカメ、ICレコーダー

読み 電子図書、読み上げソフト、拡大・ルビソフト、辞書

計算 電卓、電子マネー **記憶** デジカメ、ICレコーダー

思考 マインドマップ **見通し** スケジュール、タイマー

感覚 ノイズキャンセリングヘッドフォン、サングラス

注意 リマインダー、ノイズキャンセリングヘッドフォン

コミュニケーション 電子メール、デジカメ、ICレコーダー

ナビゲーション GPS 等

視力が低い子どもには、座席を前の方にしたり、一定の視力を持てるようにメガネをかけさせたりする等の支援をしています。見やすい状態をつくり、同じスタートラインに立てるようにしています。メガネと同じように、未発達な能力を代替させたりカバーしたりするための、使いやすい定規や分度器、読みやすくするためのカラーフィルターの使用も増えています。

道具を使うことで、学習や生活場面の同じ土俵に上げられるのなら、メガネと同じように、ATの利用ができる条件を整えていきましょう。

支援③ 学びの本質は 変えないで ～ 道具の利用は 特別扱い ではない ～

テクノロジーを使う時には、学習の本質や目標から外さないように考えていく必要があります。「作文を書く」という課題があった時に、作文の本質は、『与えられたテーマに沿って自分の考えが他の人に伝わるように文章をつくる』ことにあります。『文字を手がきで書く』ということは本質にはありません。ですから、本人が考えた文章をパソコンやタブレットのワープロ機能を使ってキーボードで打ち込んで作文を完成させても、本質が変わらないので、書き表す方法をテクノロジーで代替します。

しかし、漢字を覚えて書く、漢字テスト、という課題の時に、ワープロ機能の変換を使ってキーボードで課題を進めることは、学習の本質から外れてしまいます。

(※ただし、その子にとって「漢字を覚えて書きだす」という学習課題が適切かどうかは検討する必要があります。)



**苦手なことは
別の方法で学んでみよう！**

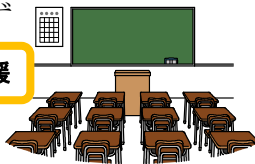
しかし、
全員に 代替手段が 必要なわけではありません。

全ての子どもが代替をするのではありません。努力や工夫、療育、リハビリテーション等によってテクノロジーを使わなくても、状態が改善できる子どもも沢山います。まずは、前号までに紹介した **一次支援** **二次支援** で対応してみましょう。

学校・教師はまず

一次支援 **二次支援**

を提供してみる。



本人は、最初は一般的な方法で頑張ってみる。それが合わなかったら別の方法を試してみる。



①一般の方法で頑張る

まずは普通の方法でやってみる。読み書きの場合は、紙の教科書、ノート、鉛筆。

どこからどこまでが支援なのか？はケースバイケースです。

②いろいろな方法を 試してみる

拡大コピーやノートの罫線やマス目を大きくすることで、上手に書くことも。

③困難がわかってくる

工夫しても、努力しても上手に書けない。本人も周りも困難なことが見えてくる。

三次支援

④テクノロジーを使ってみる

代替手段としてATを活用する。読みの場合は、紙の教科書のかわりに音声データ(デジタル教科書)を使う。

⑤効果を確認してみる

学習が進み、効果があることを確かめる。ATが必ず効果があるとは限らない。

子ども一人一人の状態を踏まえて本人(家族)と学校が相談して、支援の内容を決めていきます。じっくり話し合い、全員が納得できる「合理的配慮」をつくっていきましょう。